

○判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

(平成二十八年二月二十九日)

(国土交通省告示第四百三十三号)

改正 平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号

令和 五年 九月二五日同 第 九七二号

令和 六年 六月二八日同 第 九七五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第二十八条第二号の規定に基づき、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合を次のように定める。

判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める場合

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第五十二条第二号の国土交通大臣が定める場合は、次のとおりとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(適合性判定員を含む。)が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合
- 二 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(適合性判定員を含む。)が、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合
 - イ 設計に関する業務
 - ロ 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - ハ 建設工事に関する業務
 - ニ 工事監理に関する業務
- 三 その役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。)のいずれかが登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(適合性判定員を含む。)である者の行為が、次のいずれかに該当する場合(当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)又はその職員(適合性判定員を含む。)が当該建築物エネルギー消費性能確

保計画に係る判定の業務を行う場合に限る。)

イ 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を行った場合

ロ 当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に提出された建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物について第二号のイからニまでのいずれかに掲げる業務を行った場合

四 第一号から前号までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年四月一日）

附 則 （平成二八年一二月二一日国土交通省告示第一四三三号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年九月二五日国土交通省告示第九七二号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則 （令和六年六月二八日国土交通省告示第九七五号）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし第八条及び第十条の規定は、公布の日から施行する。